

議案第 8 1 号

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地域振興分野と生涯学習分野の連携強化による地域活性化・生涯学習振興のため、新たに地域振興部を設置するとともに、上下水道局設置に向けた準備組織設置のため、下水道に関する事務分掌を都市まちづくり部から区分したいため。

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例案

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域振興部

第2条第1項中「安心して暮らせ、活力あふれる」を「安心して暮らせる」に改め、同項第6号から第8号までを削り、同項第9号中「産業、」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第7号とし、第13号を第8号とし、第14号を第9号とし、同条第7項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同項を同条第8項とし、同条中第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 地域振興部は、暮らしの充実及び活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 市民協働に関すること。
- (2) 交流に関すること。
- (3) まちの活性化に関すること。
- (4) 産業に関すること。
- (5) 農政に関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) スポーツに関すること。
- (8) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (9) 文化財の保護に関すること。
- (10) 図書館に関すること。
- (11) その他地域振興、生涯学習に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(交野市大規模小売店舗等出店にかかる調整審議会条例の一部改正)

2 交野市大規模小売店舗等出店にかかる調整審議会条例（昭和54年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「地域振興部」に改める。